

未入居の申立書添付書類

入居が登記の後になる場合は、現住家屋の処分方法により添付書類が異なります。

なお、申立日から、入居予定年月日までの期間は通常、住宅の移転に要する **1～2週間程度**の期間しか認められません。特別な事情の場合であっても、1年以内とされています。

(1)現住家屋の処分方法等が決まっているときは・・・	
現住家屋の 処分方法等	添付書類(写しでも可。ただし、家主の証明書や親族の申立書など、住宅用家屋証明の申請のために作成・取得した証明書や申立書等については、原則として原本を提出してください。)
1. 現住家屋を 売却する場合	<p>①, ②両方の提出が必要です。</p> <p>① 現住家屋の売買契約(予約)書など(売却の媒介契約書でも可)</p> <p>② 現在の住民基本台帳又は住民票の写し(申請者が現在その家屋に住んでいることを明らかにするため)。</p>
2. 現住家屋を 賃貸する場合	<p>①, ②両方の提出が必要です。</p> <p>① 現住家屋の賃貸借契約(予約)書など(賃貸の媒介契約書でも可)</p> <p>② 現在の住民基本台帳又は住民票の写し(申請者が現在その家屋に住んでいることを明らかにするため)。</p>
3. 現住家屋が借家, 借間, 社宅, 寄宿舍, 寮などの場合	<p>①, ②両方の提出が必要です。</p> <p>ただし, ①については, A～D のいずれか 1 つが必要です (申請者の所有する家屋ではないことを明らかにするため)。</p> <p>① A 申請者と家主の間の賃貸借契約書 B 使用許可証 C 家主の証明書</p>

	<p>D 現住家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)</p> <p>※住民票の写し等に、公営住宅、社宅、官舎などの記載がある場合でも、そのことを証する書類の提出が必要です。</p> <p>② 現在の住民基本台帳又は住民票の写し(申請者がその家屋に住んでいることを明らかにするため)</p>	
<p>4. 現住家屋に申請者の親族が住む場合等</p>	<p>①, ②両方の提出が必要です。</p> <p>① 親族の申立書など(現住家屋が今後、申請者の居住の用に供されるものではないことを証するため)</p> <p>② 現在の住民基本台帳又は住民票の写し(申請者がその家屋に住んでいることを明らかにするため)</p>	
<p>(2) 現住家屋の処分方法等が未定のときは・・・</p>		
<p>1. 資金を借りるため抵当権の設定を急ぐ場合等</p>	<p>次のいずれか1つが必要です。</p> <p>① 金銭消費貸借契約書(当該家屋の新築・取得のための貸付に係るもの)</p> <p>② 代金の支払期日の記載のある売買契約書等(当該家屋の代金に係るもの)</p>	
<p>2. やむを得ない事情により登記までに入居できない場合</p>	<p>前住人が未転出の場合等</p>	<p>引渡期日の記載のある売買契約書等</p>
	<p>申請者又は家族が病気の場合等</p>	<p>治療期間が記載された医師の診断書等</p>